

理工学部特別試験について

特別試験対象科目の試験を欠席し、欠席理由がやむを得ない事由と認められた場合、8科目以内に限り、欠席した科目の「特別試験」を許可することがある。特別試験受験希望者は、試験当日を含め試験実施後 5 日以内に、下記の申請方法に則り理工学部事務室に申請すること。不備のある申請や期限後の申請は一切受け付けないので、注意すること。

特別試験を申請することができる科目は、期間前試験時間割および期間中試験時間割に掲載されている対面形式の試験を実施した科目とする。なお、特別試験の日程は、8月18日(火)、19日(水)とし、特別試験を欠席した者に対する再試験は行わない。

【申請方法】

※理工学部所属学生のみ対象。他学部所属学生は、各学部事務室が定める申請方法に従ってください。

■ 申請期限

試験当日を含め、試験実施後5日以内。

(例) 試験実施日:2026年7月30日(木)の場合 → 締切:2026年8月3日(月) 23時59分

期限までに下記2点が確認できない場合、特別試験の受験を認めません。

■ 提出内容

(1) 特別試験願の入力

- 入力 URL:<https://forms.office.com/r/nsRae0TeHK>

(※MeijiMail アカウントでログインする必要があります。)

(2) 根拠資料(診断書等)の提出

- 試験当日を含め、試験実施後5日以内に下記のいずれかの書類原本をレターパックプラス(自己負担・期日内必着)で郵送、または事務室に直接提出してください。

※原本の提出がない場合は、申請を受理しません。

※感染症に罹患し、出席停止期間中である場合には、感染防止の観点から事務室への来室は控え、必ず郵送で提出してください。

欠席理由	必要書類(*1)
体調不良	欠席日当日の体調不良を証明できる医師の診断書(*2)
就職試験(*3)	企業の受験証明書(担当者印のあるもの)
交通遅延	通学定期区間内の列車遅延を証明する紙の遅延証明書(*4) (公共交通機関に限る)
忌引き	会葬礼状等
その他(*5)	やむを得ない事由を証明する書類

*1 申請者本人氏名が明記されていない書類の場合、学生証と併せて写真撮影を行ってください。虚偽の申請、または診断書等の偽造が判明した場合、大学の規定に基づく処分を受けるほか、刑法上の罪に問われる可能性があります。必要に応じて、提出された各種証明書類の内容について、発行機関または関係機関に照

会する場合があります。

*2 以下の条件をすべて満たす診断書のみ有効とします。

1. 医師が作成した正式な診断書であること。
2. 病名・症状・試験日時に受験できない旨が明記されていること。

例:「急性扁桃炎に伴う高熱のため、●月●日～●月●日まで自宅での静養を要する。」

なお、診療明細書、医療費請求(領収)書または通院証明のみの場合は根拠資料として認めません。

インフルエンザ・コロナウイルス感染症など、「学校において予防すべき感染症」に罹患した際は、医療機関で証明を受けた本学様式『「学校において予防すべき感染症」罹患・治癒証明書』を根拠資料としてご提出ください。

*3 企業説明会やインターンシップは含みません。

*4 紙の証明書を発行しておらず、WEB サイトやアプリでのみ遅延証明書を発行している鉄道会社線(京王電鉄、東京メトロなど)の場合に限り、電子の遅延証明書の提出を認めます。その場合は、特別試験願の提出時にデータを添付し、事務室へは当該画面を印刷した書類を提出してください。紙・電子の双方で遅延証明書を発行している鉄道会社線(小田急電鉄など)については、電子の遅延証明書の提出を認めません。

*5 特別試験の対象となるかの判断が難しい場合、理工学部事務室定期試験担当へご相談ください。
(E-mail : sst@mics.meiji.ac.jp)

以上